

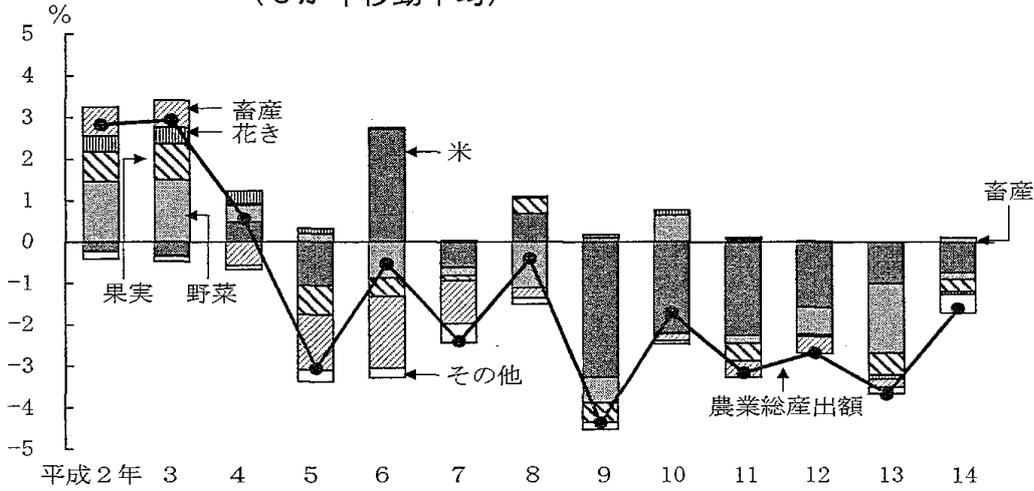
第Ⅱ章 農業の持続的な発展と構造改革の加速化

第1節 農業経済の動向

(1) 最近の農業生産の動向

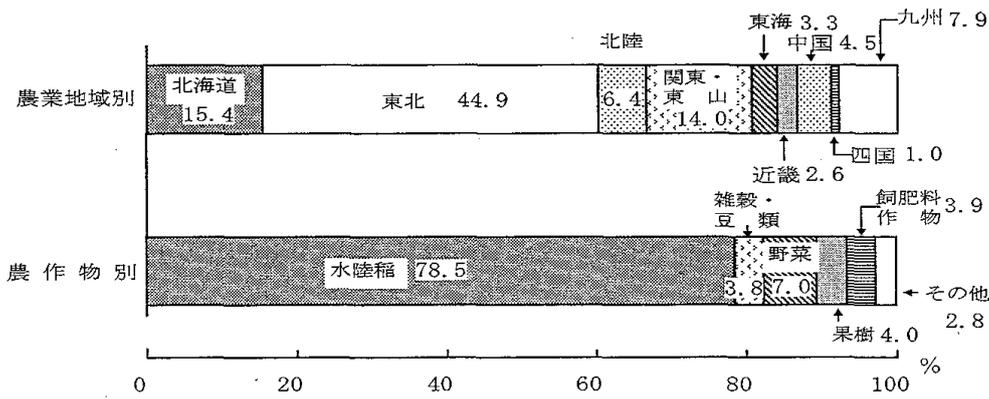
- ① 平成14年の我が国の農業総産出額は約8兆9千億円。野菜、畜産等の産出額が増加したことから前年に比べ0.5%増加したものの、ピーク時（昭和59年）に比べ約2兆9千億円、2割以上の減少。近年の動向をみると、米の大幅な減少に加えて、他の主要品目も減少する傾向。
- ② 14年の農業生産（数量）は、麦類、畜産が増加したものの、米をはじめ野菜、果実等が減少し、前年に比べ1.1%低下。15年は5月中旬から10月にかけて全国的に低温、日照不足傾向に見舞われ、農作物全体で面積233万8千ha、見込金額約3千9百億円の被害が発生。
- ③ 農産物の生産者価格は、近年、米価の下落や業務用を中心とした輸入農産物との競合等により低下傾向。一方、消費者段階での食料品価格は、生鮮品は生産者価格とほぼ同様に低下しているのに対し、生鮮品以外は生鮮品に比べ価格の変動幅が小さく、ほぼ横ばい傾向。
- ④ 15年の農産物生産者価格指数（概算値）は、冷害の影響等により米、野菜等が上昇したことから6.5%上昇。15年の農業生産資材価格指数（概算値）は、飼料等が上昇したことから0.7%上昇。
- ⑤ 農産物価格と生産資材価格の相対的な関係を示す農業の交易条件指数は悪化傾向にあり、農業生産資材の流通等の合理化によるコスト低減が必要。

図-19 農業総産出額の対前年増減率及び品目別寄与度の推移
(3か年移動平均)



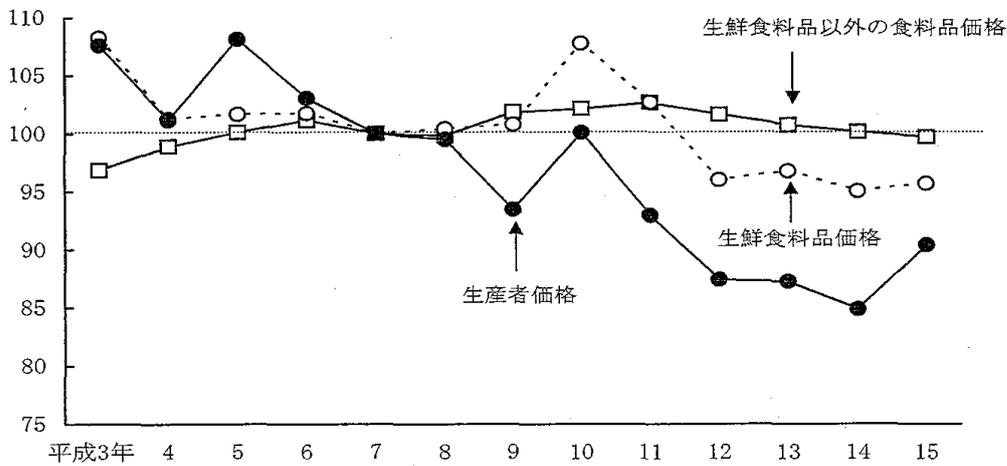
資料：農林水産省「生産農業所得統計」
注：1) 当該年を最終年とする3か年移動平均である。
2) 14年は概数値である。

図-20 平成15年5月中旬以降の低温等による農作物被害状況



資料：農林水産省「平成15年5月中旬以降の低温等による農作物被害概況」
注：1) 被害見込金額による構成比である。
2) 「関東・東山」には、山梨県、長野県を含む。

図-21 農産物の生産者価格と食料品の消費者価格の推移 (平成7年=100)
指数



資料：総務省「消費者物価指数」、農林水産省「農業物価統計」を基に農林水産省で作成。
注：「消費者物価指数」及び「農業物価統計」について、それぞれ平成12年基準(12年=100)の数値を7年を100として算出した。

(2) 農業経営の動向

- ① 14年の販売農家1戸当たり農業所得は102万1千円（前年比1.2%減）。農外所得も大きく減少（同4.6%減）したことから、農家総所得は784万2千円（同2.2%減）と9年以降6年連続で減少。
- ② 農業所得が増加した農家（発展型経営）の特徴をみると、雇用労働が増加し、借入れを中心に経営耕地面積も拡大。一方、農業固定資本は農機具等を中心に減少させ、肥・飼料費等の変動費も低減。このような発展型経営では、農産物価格の低迷のもとでも、適切な農業投資等により農業経営費を抑制するなどの経営努力がうかがわれる。

(3) 農家戸数及び農業労働力等の動向

ア 農家戸数及び農家人口等の動向

15年の総農家戸数は初めて300万戸を下回り298万戸、うち販売農家は221万戸。農業就業人口、基幹的農業従事者数が減少するなかで、農業生産における高齢者への依存度は一段と上昇。今後、昭和一けた世代のリタイアの本格化に伴い、農業者の減少が加速化することも予想。

イ 新規就農者の動向

- ① 新規就農者は近年増加しており、14年には8万人が就農。しかしながら、このうち、将来の農業生産を担う者として期待される新規就農青年（新規学卒就農者と39歳以下の離職就農者の合計）は1万2千人。
- ② 近年、農業法人等への就農者が増加するなど、就農経路は多様化。今後広く農業内外からの新規就農者を確保するためには、多様な就農経路等に応じたきめ細かい支援が重要。

ウ 女性農業者の動向

女性農業者は農業就業人口の6割を占め、農業や地域社会の維持等に大きく貢献。今後、女性の能力向上を図るための研修、家事・育児等に関する支援体制の整備等が必要。

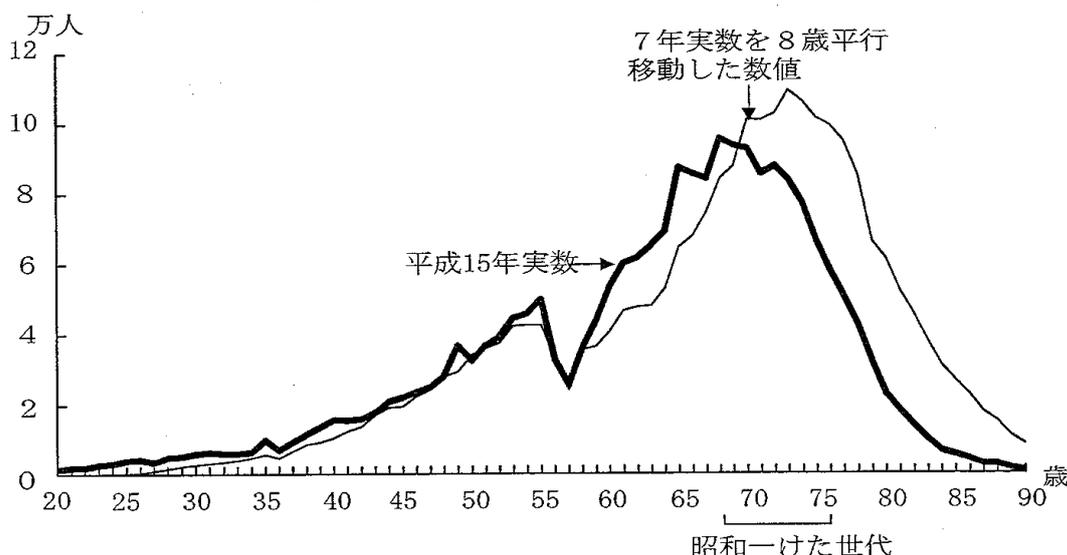
表-5 発展類型別にみた農家経済・生産要素の変化
(平成9~14年、都府県)

| | 単位 | 発展型 | | 下降型 | | |
|--------|----------|-------|--------------|-------|--------------|-------|
| | | 14年実数 | 対9年増減(▲)率(%) | 14年実数 | 対9年増減(▲)率(%) | |
| 農業経営収支 | 農業粗収益 | 千円 | 5,054.8 | 16.8 | 3,511.9 | ▲24.7 |
| | 農業経営費 | 千円 | 3,075.7 | ▲10.0 | 2,644.9 | ▲1.9 |
| | うち肥・飼料費 | 千円 | 635.9 | ▲8.6 | 428.7 | ▲15.5 |
| | 減価償却費 | 千円 | 581.3 | ▲28.3 | 611.0 | 15.8 |
| | 農業所得 | 千円 | 1,979.1 | 117.1 | 867.0 | ▲55.9 |
| | 農業所得率 | % | 39.2 | 18.1 | 24.7 | ▲17.5 |
| 労働力 | 月平均世帯員数 | 人 | 4.22 | ▲9.1 | 4.18 | ▲8.3 |
| | 家族農業就業者数 | 人 | 1.30 | 4.8 | 1.17 | ▲11.4 |
| | 自家農業労働時間 | 時間 | 2,190 | 0.9 | 1,993 | ▲14.1 |
| | うち家族雇用労働 | 時間 | 2,031 | ▲0.8 | 1,870 | ▲14.8 |
| 土地 | 経営耕地面積 | アール | 204.3 | 3.8 | 192.1 | ▲4.5 |
| | 作付延べ面積 | アール | 196.4 | 6.6 | 173.4 | ▲8.2 |
| 資本 | 農業固定資本 | 千円 | 5,752.5 | ▲11.5 | 4,917.7 | 3.1 |
| | うち農機具 | 千円 | 1,931.8 | ▲17.7 | 1,964.3 | 8.6 |

資料：農林水産省「農業経営統計調査（農業経営動向統計）」（組替集計）

- 注：1) 「農業経営統計調査（農業経営動向統計）」記帳継続農家のうち、9年の経営耕地面積が1ha以上の農家を対象としている。
2) 9~14年の農業所得の増加率が10%以上の農家を「発展型」、▲10%以上の農家を「下降型」に分類した。

図-22 1歳刻みにみた基幹的農業従事者数（平成15年）



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」（組替集計）

- 注：1) 数値は、販売農家ベースである。
2) 基幹的農業従事者とは、農業に主として従事した世帯員のうち仕事が主の者をいう。

表-6 新規就農者等の動向

| | 新規就農者 | | | | 新規就農青年 ①+② (千人) | 新規就農相談センターへの就農相談者等 | | |
|-------|-------|------------------------|-----------------|----------------------------|-----------------------|--------------------|--------------|--------------|
| | (千人) | うち新規学卒就農者 ① (千人) | うち離職就農者 (千人) | うち39歳以下の離職就農者 ② (千人) | | 就農相談件数 (件) | 就農相談者 (人) | 就農者累計 (人) |
| 昭和60年 | 93.9 | 4.8 | 89.1 | 15.7 | 20.5 | - | - | - |
| 平成2 | 15.7 | 1.8 | 13.9 | 2.5 | 4.3 | 1,831 | 754 | 92 |
| 7 | 48.0 | 1.8 | 46.2 | 5.8 | 7.6 | 3,447 | 2,474 | 311 |
| 12 | 77.1 | 2.1 | 75.0 | 9.5 | 11.6 | 9,786 | 8,859 | 915 |
| 13 | 79.5 | 2.1 | 77.4 | 9.6 | 11.7 | 12,571 | 10,040 | 1,183 |
| 14 | 79.8 | 2.2 | 77.6 | 9.7 | 11.9 | 14,164 | 11,499 | 1,423 |

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、全国農業会議所調べ。

- 注：1) 「新規学卒就農者」とは、新規学卒者のうち主に自営農業に従事した者であり、2年以上前は総農家、7年以降は販売農家の数値である。
2) 「離職就農者」とは、離職等により就業状態が「勤務が主」から「農業が主」となった者（在宅、Uターンを問わない。）である。
3) 新規就農相談センターへの就農相談者数は、全国新規就農相談センター（全国農業会議所）及び都道府県新規就農相談センター（都道府県農業会議）への相談者数の合計であり、年度値である。

第2節 農業の構造改革の推進

(1) 担い手の育成・確保

ア 認定農業者の動向

- ① 15年3月末現在17万1,746（うち法人6,444）経営体（対前年比5.5%増）で緩やかに増加。しかし、現行の認定農業者制度については、市町村ごとの認定基準の運用にばらつきがある、認定後のフォローアップが不十分等の指摘。このため、15年6月には制度の運用改善の指針を都道府県及び市町村に提示し、米政策改革と一体的に認定を加速化する方針。
- ② 経営動向をみると、近年の農産物価格の下落等に伴う経営環境が悪化するなかでも、農業所得は増加傾向。一方で、労働時間は短縮する傾向にあるものの、目標水準とのかい離が存在。

イ 農業法人の動向

15年1月現在約1万5千（うち農業生産法人約7千）経営体で緩やかに増加。経営の多角化や販路の拡大を促進するため、15年9月に農業生産法人に対する関連事業者等の出資制限を緩和。今後、消費者や農業分野以外の者との結び付きの強化を図ることが重要。

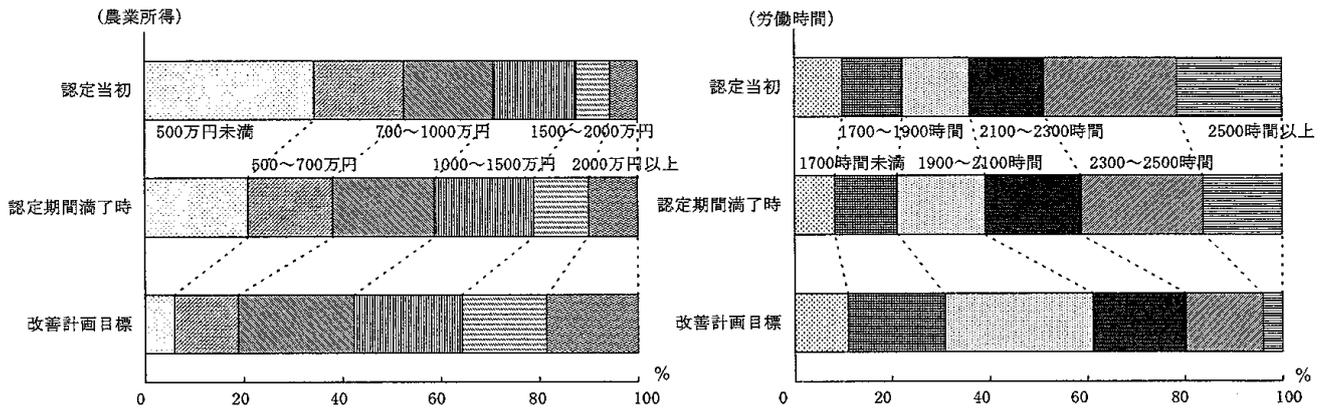
ウ 集落営農等の動向

全国に約1万組織あり、うち7割が稲作主体。今後、認定農業者等の担い手が不足する地域においては、農業経営基盤強化促進法に位置付けられた特定農業団体制度を活用しつつ、その組織化と法人化を推進することが重要。

エ 担い手の経営動向

- ① 大規模稲作経営は、規模拡大効果を発揮し、小規模経営に比べて高い収益性、効率性を確保。また、大規模経営ほど農機具費、肥料・農業薬剤費等を中心に費用の低減割合が高く、収入減の影響を最小限に抑え、経営の安定化に努めている。
- ② しかしながら、近年の米価下落により、粗収益の減少率が費用の低減率を上回っており、大規模経営においても経営が悪化。今後、さらに高い収益を確保し、経営を安定させていくためには、一層の生産コストの低減と農業収入の確保が必要。

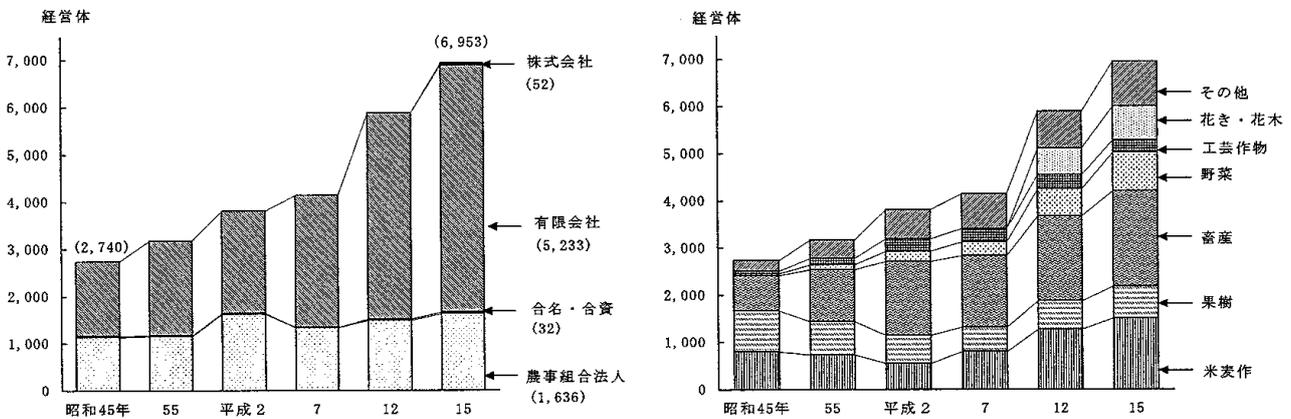
図-23 農業経営改善計画の農業所得及び労働時間の目標達成状況



資料：全国農業会議所「認定農業者の農業改善の取組状況に関するアンケート調査結果」（15年3月）

注：調査対象は、全国の認定農業者912経営体（回収率75.5%）。なお、調査対象の認定農業者は、原則として12~13年に再認定を受けた者である。

図-24 農業生産法人数の組織別及び営農類型別の推移



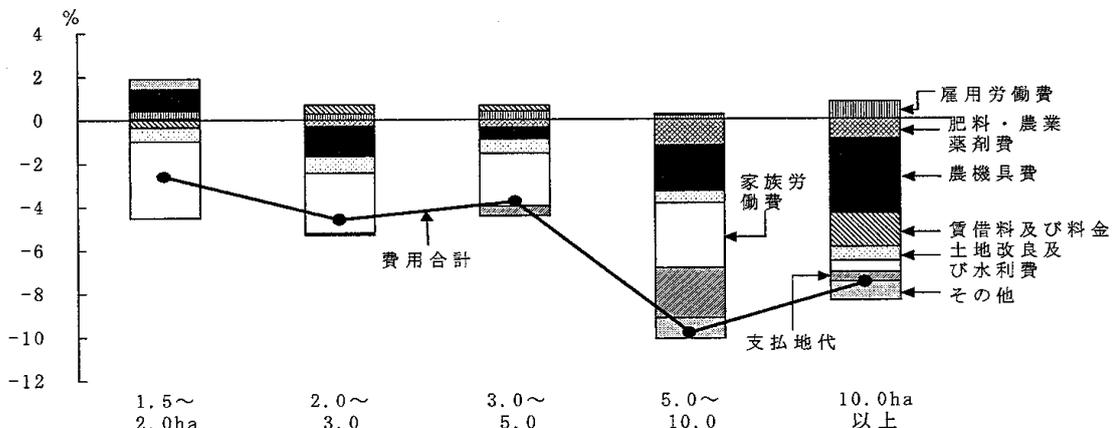
資料：農林水産省調べ。

注：1) 各年1月1日現在の法人数である。

2) 営農類型区分は、主たる（粗収益の50%以上）作物とし、いずれの作物も50%に満たないものはその他とした。

3) 花き・花木の7年以前は、その他に分類した。

図-25 稲作の10アール当たり費用の増減率に対する費目別寄与度（平成7~9、11~13年、都府県・販売農家）



資料：農林水産省「農業経営統計調査（米生産費統計）」

注：1) 7~9年（平均）から11~13年（平均）の増減率に対する費目別の寄与度を示したものである。

2) 費用は、物財費、労働費及び支払利子・支払地代の合計とした。

3) 面積規模は、水稻作付面積規模である。

(2) 農業構造の現状と課題

ア 経営部門別の農業構造の現状

主な経営部門別に、経営耕地面積や飼養頭数に占める「65歳未満の農業専従者がいる主業農家」の割合をみると、施設野菜、北海道畑作・水田作、畜産部門では8割を超えている。しかし、都府県の水田作部門では2割に達しておらず、農地の集積が著しく遅れている状況。

イ 水田農業構造の動向

都府県においては、水田の経営耕地面積が1ha未満の農家が全体の7割、2ha未満では9割を占めており、依然として多数の小規模農家が水田面積のかなりの割合を占めている状況。

一方、大規模農家（水田経営耕地面積10ha以上）が占める水田面積の割合は、2～15年の間に4.5倍に達するなど、一定程度の進展。

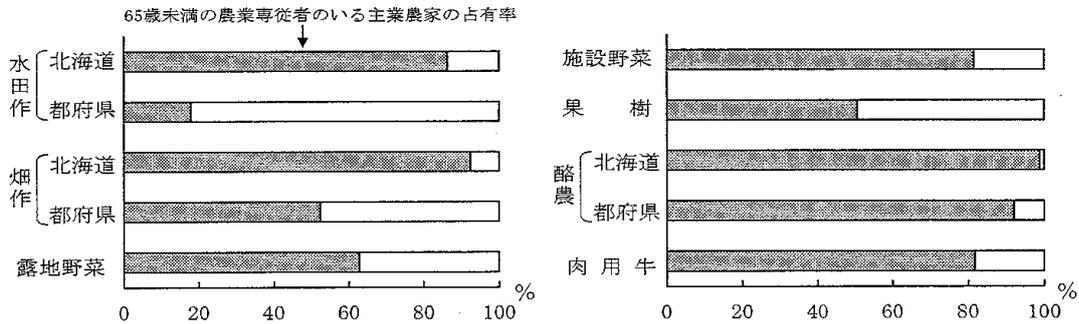
ウ 農業構造改革の加速化に向けた課題

① 大規模経営の農家戸数の増加テンポの鈍化、認定農業者等への農地の利用集積の伸び率の低下、担い手の育成・確保や組織化の遅れ等、現状のままでは、地域農業の維持・発展を図るうえで支障が生じることが懸念。

② 「農業構造の展望」に示した「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の実現には、格段の努力が必要な状況。

このため、今後期待される地域農業の担い手の明確化や、多様な担い手の育成・確保のための支援施策の体系的整備、育成すべき担い手への支援策の一層の集中化・重点化等を通じて、我が国農業の構造改革を加速化することが必要。

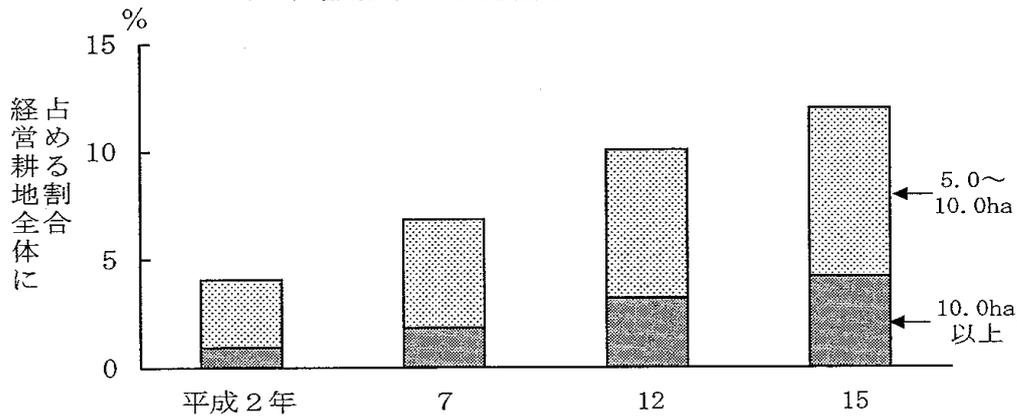
図-26 65歳未満の農業専従者のいる主業農家が占める
経営耕地面積、家畜飼養頭数の割合（14年）



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」（組替集計）

- 注：1) 酪農及び肉用牛は、12年である。
 2) 水田作経営は、稲作単一経営と稲作中心の複合経営の合計、畑作経営は、畑作単一経営及び畑作中心の複合経営の合計、その他の経営部門は、それぞれの単一経営である。
 3) 占有率については、酪農は2歳以上の牛飼養頭数、肉用牛は総飼養頭数、それ以外の経営形態は経営耕地面積に占める割合である。

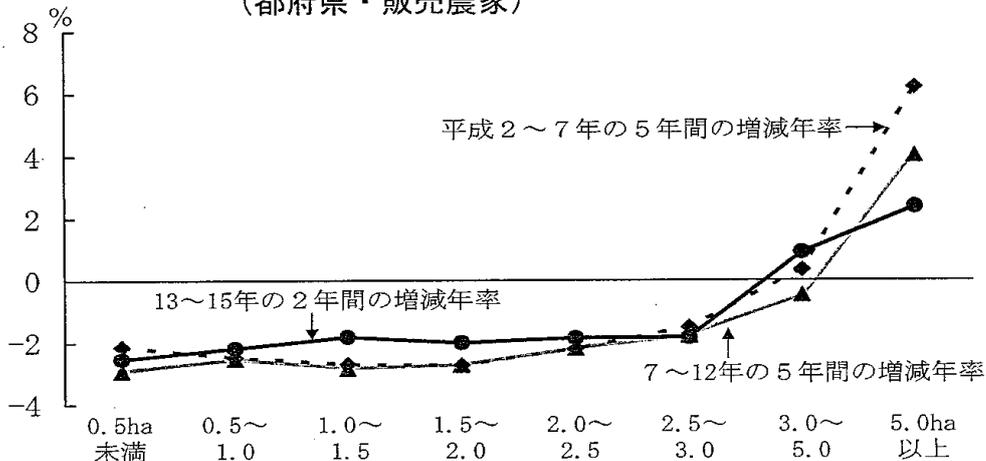
図-27 経営耕地全体に占める経営耕地5ha以上の農家の割合
(田、都府県・販売農家)



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」（組替集計）

- 注：割合算出の分母となる経営耕地全体の面積には、農家以外の農業事業者における経営面積を含む。

図-28 経営耕地面積規模別農家数の動向（増減年率の変化）
(都府県・販売農家)



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

- 注：13~15年の2年間の増減年率は、「農業構造動態調査」（15年は速報値）を基に算出した。

(3) 大規模畑作農業の動向

ア 北海道畑作農業の地位

北海道の畑地面積は全国の3分の1、畑作物産出額で3割を占めるなど、我が国における畑作物の安定供給に重要な役割。また、地域経済を支える産業としても重要な役割。

イ 生産構造の動向

14年における北海道の畑作農家戸数は1万3千戸で、昭和60年の半分の水準。一方、1戸当たりの経営耕地面積は、60年の2倍近くに達し、都府県をはるかにしのぐ規模に到達。しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、農業労働力の不足が懸念される状況。

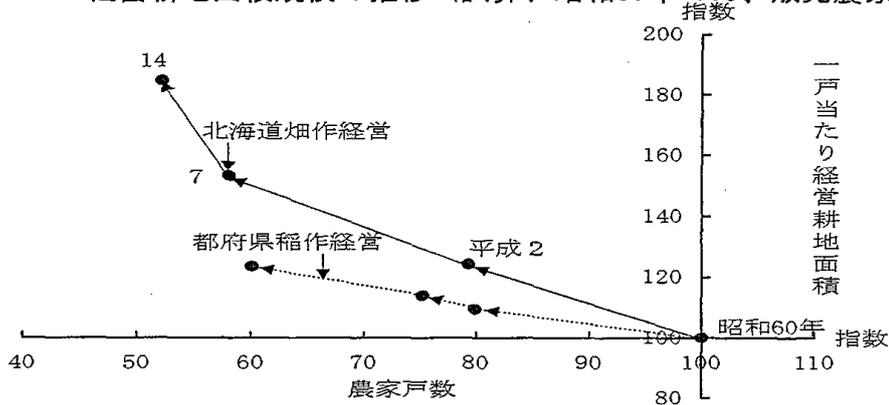
ウ 農業経営の動向

- ① 北海道畑作農家の1戸当たり農業粗収益は約2千4百万円(13年)、農業所得は856万円で、規模拡大効果による効率的な農業経営を実現。一方、畑作物の多くは価格政策の対象品目となっており、畑作農家の収入に占める財政負担額の合計は9百万円を超えると試算され、農業所得を上回る水準。
- ② 近年、労働収益性の高い麦の作付面積が増加し、輪作体系に乱れが発生。また、畑地への有機物の投入量が減少するなど、土づくりが減退する傾向。

エ 北海道畑作農業の課題

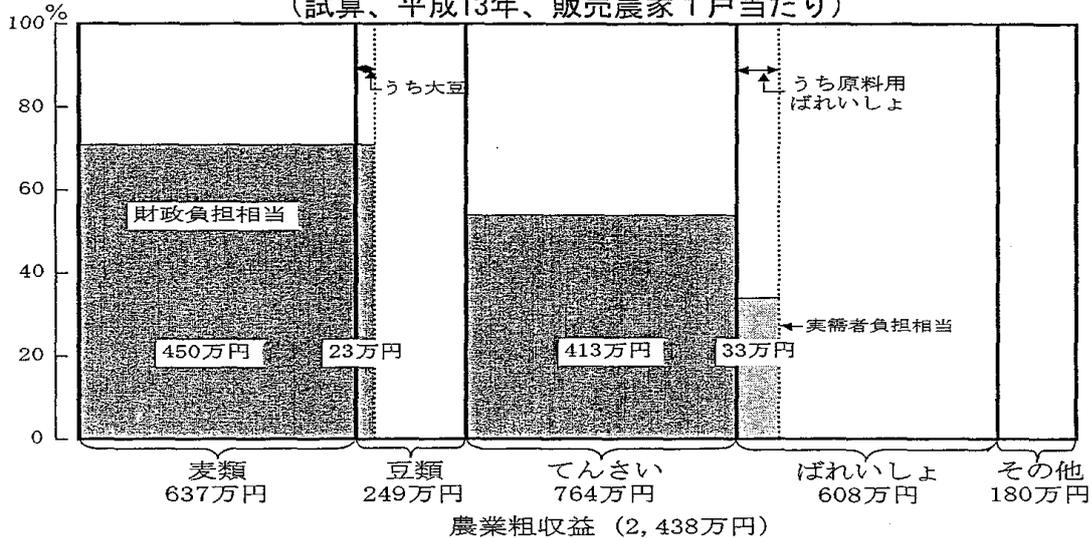
- ① 今後とも、適正な輪作体系のもとで持続的な大規模畑作農業を実現していくため、作物間の収益性格差の縮小、輪作作物の種類の拡大、有機物の有効活用等環境への負荷を軽減した持続的な生産体系の確立を推進するほか、関連技術の研究開発の推進が重要。
- ② また、畑作農家の減少が予想されるなかで、一層の規模拡大に対応した体制の整備が必要。このため、農作業受託組織の育成等、家族労働を補完するための取組を地域ぐるみで展開することも重要。

図-29 北海道畑作経営及び都府県稲作経営の農家戸数及び1戸当たり経営耕地面積規模の推移（試算、昭和60年=100、販売農家）



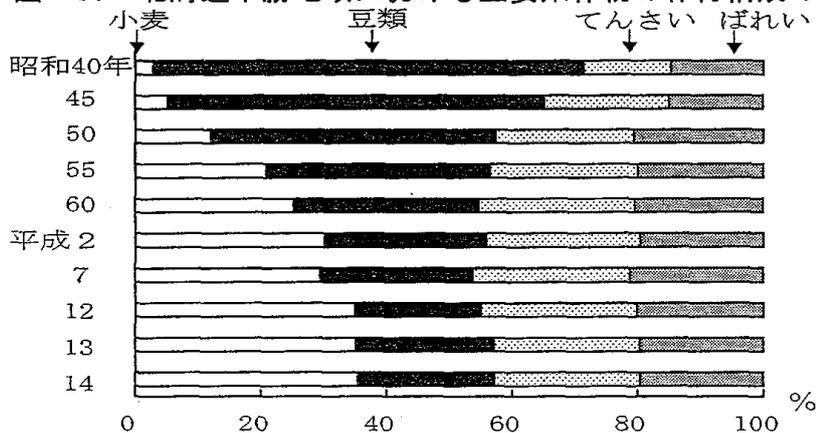
資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」
 注：1) 畑作経営は、農産物販売金額1位部門が麦類、雑穀・いも類・豆類、工業農作物である農家とし、稲作経営は、同1位部門が稲作である農家とした。
 2) 60年は、総農家を対象とした。ただし、都府県稲作経営にあっては、経営耕地面積規模30アール未満の農家を除外した。
 3) 1戸当たり経営耕地面積は、規模別農家戸数と当該階層の中間値の積の総計を総農家戸数で除した推計値である。

図-30 北海道畑作経営の農業粗収益に占める財政等の負担（試算、平成13年、販売農家1戸当たり）



資料：農林水産省「農業経営統計調査（農業経営部門別統計）」
 注：1) 麦類、豆類、いも類及び工業農作物の現金収入金額が農業現金収入合計の80%以上を占める経営についての試算結果である。
 2) 1戸当たりの当該品目の粗収益に品目別の価格支持（財政負担）の割合を乗じて算出した推計値である。
 3) 豆類のうちの大豆、ばれいしょのうち原料用ばれいしょの占める割合（粗生産額ベース）は、品目別作付面積割合及び生産者価格等により推計したものである。

図-31 北海道十勝地域における主要畑作物の作付構成の推移



資料：農林水産省「作物統計」、農林水産省調べ
 注：豆類は、大豆、小豆、いんげんの合計である。

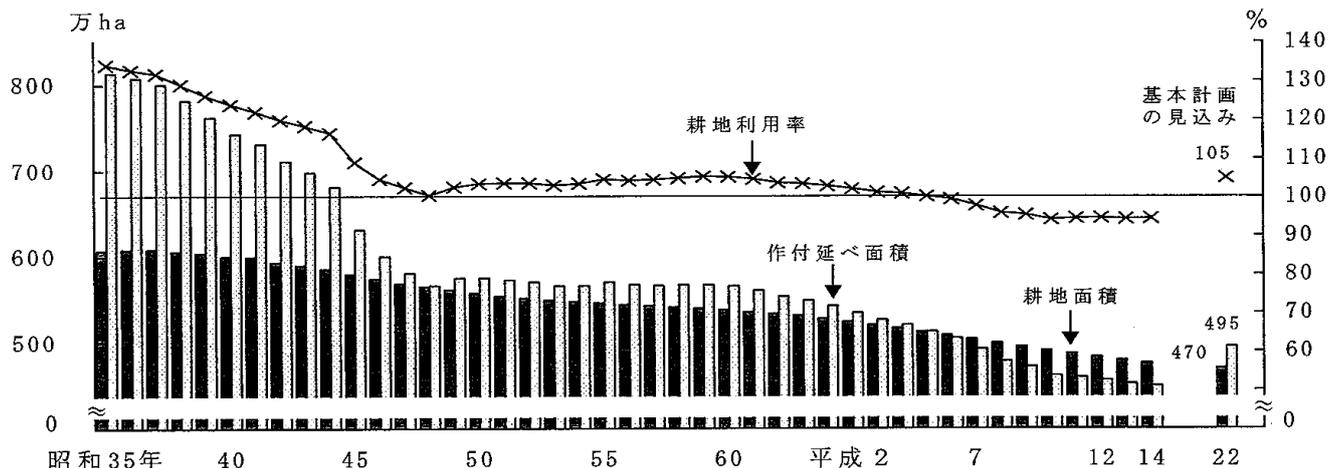
(4) 農地の確保と有効利用

- ① 耕地面積は長期的に減少傾向（昭和36年609万ha→平成15年474万ha）。また、7年以降、耕作放棄面積が工場用地・住宅地等への転用面積を上回る傾向。国内農業生産の維持・確保を図っていくためには、耕地利用率の向上とともに優良農地の確保が重要。
なお、耕作放棄の発生面積は、14年以降2か年連続で減少。
- ② 耕作放棄は、高齢化や労働力不足が大きい中山間地域等の条件不利地域で発生が多い。このような状況のもとで、構造改革特区の取組が地域農業の活性化、耕作放棄の解消等への役割を期待される状況。
- ③ 担い手への農地集積は一定の進展がみられるが、近年の集積増加面積は鈍化傾向にあり、望ましい農業構造の実現には、今後、格段の努力が必要。また、担い手が集積した農地が分散、点在し、規模拡大の効果が減殺される一面も存在。担い手が、良好な営農条件を備えた優良農地を集団的に確保するための施策を一体的に推進することが必要。
- ④ 農地制度については、優良農地の確保と担い手への集積、農業の多面的機能の維持や都市農村交流等の多様なニーズへの対応、意欲と能力のある者の農業参入を含む担い手の確保等の観点から、制度の見直しを進めることが重要。

(5) 農協改革の取組

農協の農産物販売・取扱高は近年低下傾向にあるが、農家は販売力強化と資材価格の引下げを期待。今後、農協系統は、15年10月のJA全国大会での農協改革に向けた決議を踏まえ、経済事業等の改革の具体的成果を速やかに得る必要。また、農協系統が一体となって改革に取り組めるよう、国も制度改正等により積極的に支援することが重要。

図-32 耕地面積と耕地利用率の推移



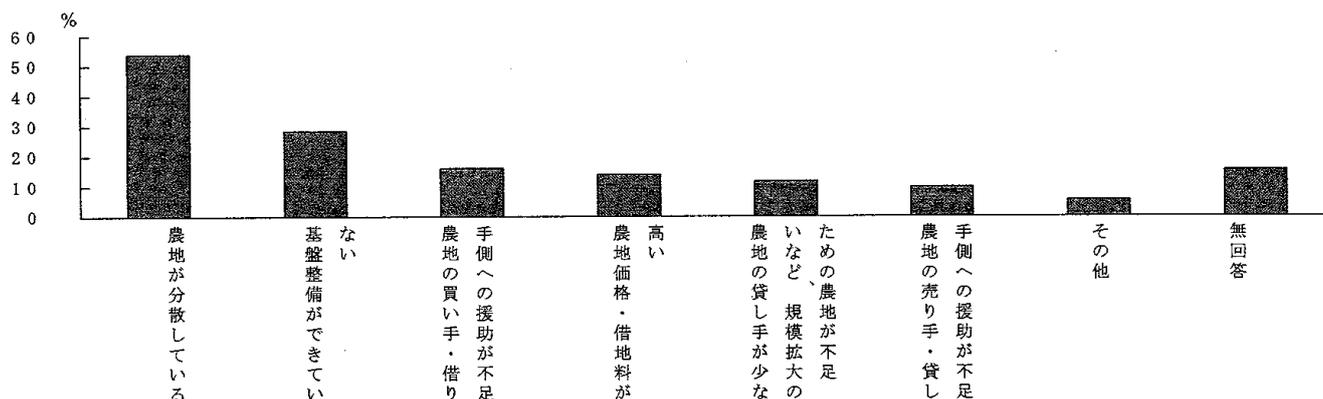
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：1) 耕地利用率は、耕地面積に対する作付延べ面積の割合である。

2) 昭和48年以前は沖縄県を含まない。

3) 基本計画の見込みとは、「食料・農業・農村基本計画」において示された22年における、耕地面積、作付延べ面積、耕地利用率の見込みである。

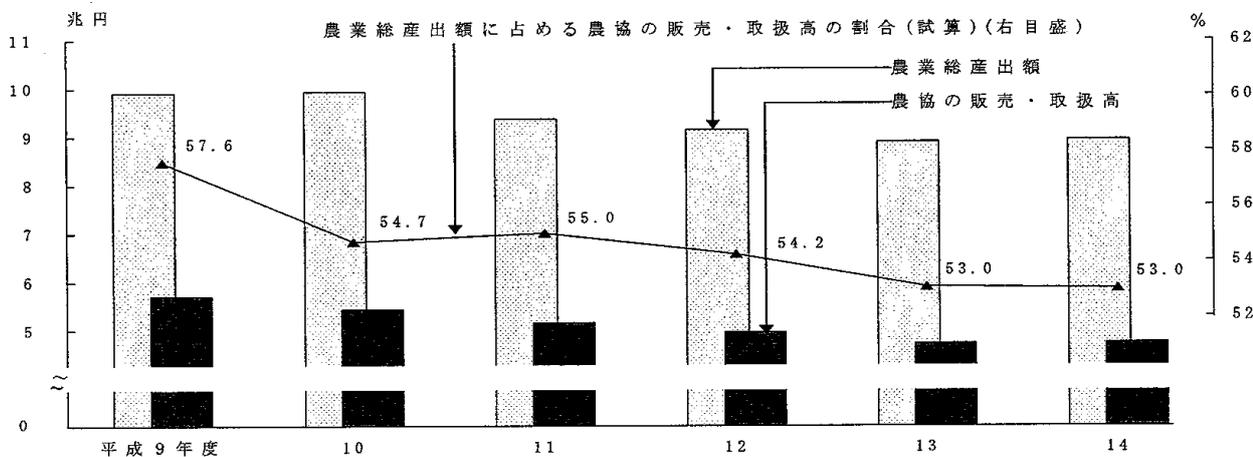
図-33 農地に関する問題意識



資料：農林水産省調べ「農業経営の展開に関する意識・意向調査」(15年10月)

注：全国の農業モニター3,224名に対するアンケート調査であり、回答率は81.3%。

図-34 農業総産出額と農協の販売・取扱高の推移（農産物総計）



資料：農林水産省「総合農協統計表」、「生産農業所得統計」

注：1) 農協の販売・取扱高は、当該事業年度における買取販売額と受託販売額の合計である。

2) 14年度の農業総産出額は概算値。農協の販売・取扱高は速報値である。

第3節 需要に応じた生産の推進

(1) 米

ア 米政策の改革に向けた取組の強化

- ① 米政策改革大綱は、農業者・地域の自主的・主体的需給調整、需要に応じた米づくり、構造改革の加速化による担い手の育成・確保を基本とし、22年までに地域の実情に応じ「米づくりの本来あるべき姿」を実現するため、14年12月に策定。大綱は、全体として7割の稲作農家が評価。
- ② 地域水田農業ビジョンは、地域自らがその主体的な判断と創意工夫を活かして策定するという点できわめて重要な役割を有しており、各地で策定の取組が進められている状況。
- ③ 今後は米政策改革の趣旨・内容の現場への周知徹底、地域水田農業ビジョンの実現に向けた農業者・農業者団体の主体的な取組の加速化が重要。

イ 需給動向

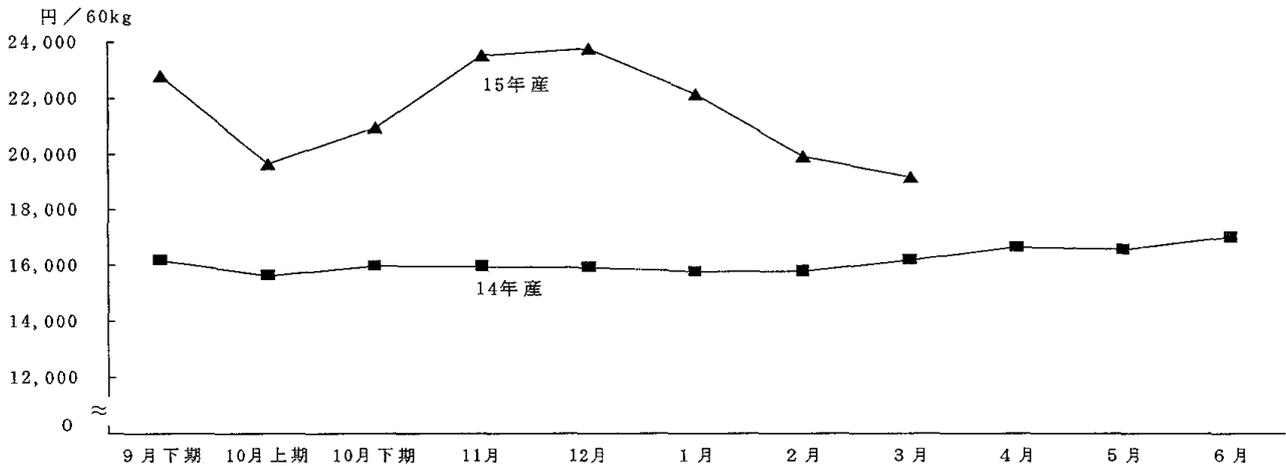
- ① 15年産水稻は、全国的に低温・日照不足の影響を受け、特に北海道・東北では太平洋側を中心に不稔もみの多発、登熟の阻害、いもち病の被害等が拡大。このため、作況指数は全国平均で90となったが、備蓄米等により十分な供給量を確保。一方、15年産米の出回り数量の減少等から、自主流通米価格は前年比20～50%高で推移し、ブレンド米を取り扱う業者が増加。
- ② 米の1人1年当たり消費量は、昭和37年の118.3kgから平成14年には62.7kgへ減少。一方、外食等での米の使用量は増加傾向にあり、14年は主食米の3割。産地では、消費の多様化に対応した「売れる米づくり」等に主体的に取り組むことが重要。

表-7 米政策改革の年次別行動計画

| | 15年度 | 16~19年度 | 20~21年度 | 22年度 |
|-------------|---|---|-------------------------|-----------------------------|
| | ソフトランディング | | | 目標年次 |
| | 準備期間 | 中間目標 | | |
| 共通 | 米政策改革の周知徹底 地域水田農業ビジョンの 策定の作成 | 地域水田農業ビジョンの策定・実施 | | 売れる米づくり 需要に応じた |
| 需給調整 | 農業者・農業者団体の自主的・主体的な取組の強化 | 18年度、農業者団 体等が主役となる システムへの移行 を判断 | 農業者・農業者団体が 主役となるシステム | 需要動向に応じた 需給調整 |
| | 「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」による需給・価格情報の提供 | 需給調整は客観的な需要予測を基礎に設定する生産目標数量の配分へ | | |
| 需給調整 | | 地域の特色ある水田農業の展開を促進する対策を措置 都道府県の実情により米価下落の影響緩和対策を措置 農業者・農業者団体等が主体となる豊作による過剰米の処理 | | 需給動向に応じた 需給調整 |
| | | 流通規制の緩和（計画流通制度の廃止） 米穀の安定供給のための自主的な取組みの支援 入札を基本とした政府米買入れ、売渡しの制度へ | | |
| 需給調整 | 様々な需要に即した公正・中立な取引の場の整備 消費者の信頼回復のための表示・検査制度の見直し | | | 需給動向に応じた 需給調整 |
| 需給調整 | 地域における担い手の明確化 担い手への農地の利用集積の加速化 兼業型経営体の組織化 | 一定の認定農業者又は兼業型経営体を対象として 米価下落の影響を緩和するための上乗せ対策を実施 | | 効率的かつ安定的な農業経 営が生産の大半を占める |
| 水田の有 効利用 | 加工米等の多様な米需要に対応した技術開発・普及、環境保全型農業の推進、土地基盤の整備。 麦、大豆等の実需者と結びつけた生産の推進、品種の開発 精白選別、畑地化等の推進 | | | |

資料：農林水産省作成。

図-35 自主流通米の価格の推移（全銘柄平均）



資料：(財)自主流通米価格形成センター調べ。

注：14、15年産10月上旬の入札は、上場された品種が低価格米にかたよっていた。

<事例：「朝ごはん条例」の制定>

青森県鶴田町では、平成16年3月、全国でも珍しい「朝ごはん条例」を制定。ごはんを中心とした食生活の改善、安全・安心な農産物の供給、地産地消の推進、食育推進の強化、米文化の伝承等を基本方針として、町民や関係機関が一体となって朝ごはん運動を推進。

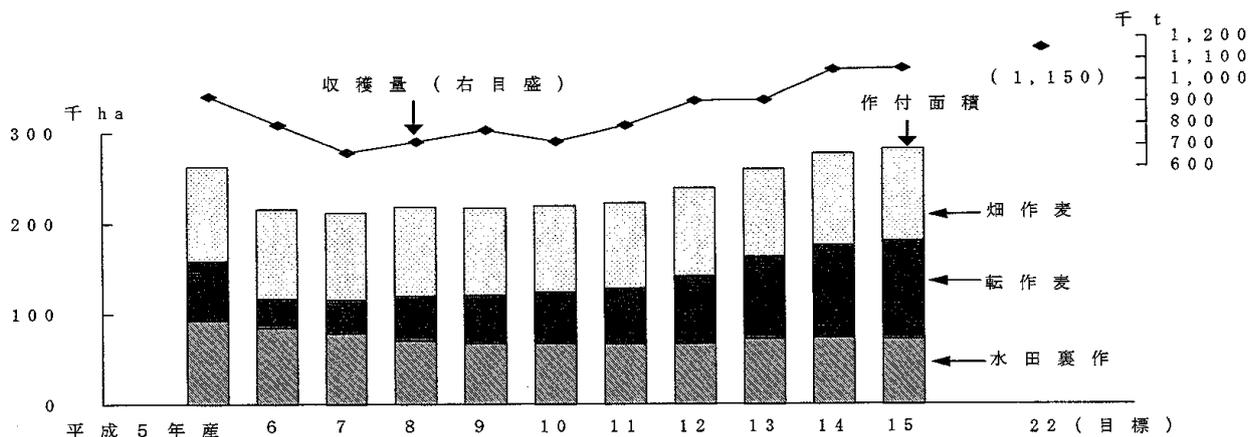
(2) 麦

- ① 国内産麦の生産は、「水田農業経営確立対策」の推進に伴う作付面積の拡大や豊作等により増加傾向。15年産の小麦の生産量は86万トンで、食料・農業・農村基本計画で示された22年度の生産努力目標を上回る状況。
- ② 国内産麦の流通は、12年産以降ほぼ全量が民間流通に移行し、生産者と実需者による品質評価を反映した直接取引が行われている。しかし、需要に応じた生産の取組が不十分な産地もあり、需要と生産のミスマッチが発生しているため、実需者ニーズを踏まえた適切な作付が重要。また、品質向上のため、新たな品種の開発・普及等が必要。
- ③ 現行の麦制度については、必ずしも適切な市場評価がなされていないのではないかとの指摘があるとともに、財政負担の増大等の問題。今後、新たな食料・農業・農村基本計画の検討状況も視野に入れつつ、担い手への施策の集中化を図るなど、麦政策のあり方について検討。

(3) 大豆

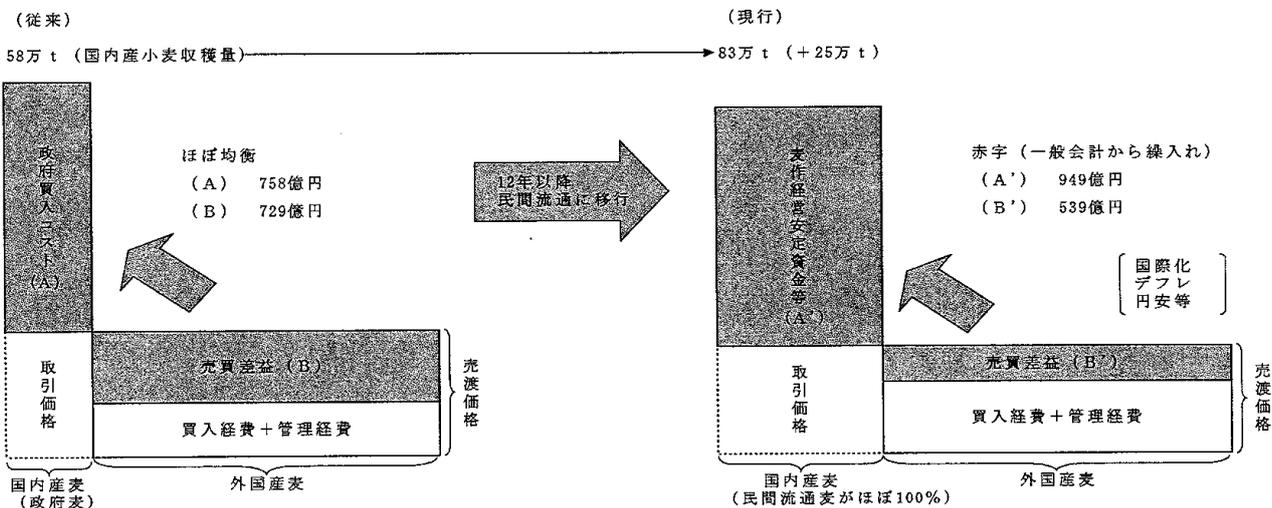
- ① 国内産大豆の生産は「水田農業経営確立対策」の推進等により近年増加傾向。13～14年産の生産量は27万トンとなり、食料・農業・農村基本計画で示された、22年度の生産努力目標の25万トンを上回る状況。なお、15年産は低温・日照不足等の影響で生産量は23万トン。
- ② 一方で、基本的な栽培技術への取組不足等を背景に、依然として3等以下の低品位のものが多。今後、輸入大豆との競合のなかで、国内産大豆の需要拡大を図るためには、基本的な栽培技術の励行・徹底、担い手への生産集積、作付の団地化、実需者ニーズを踏まえた品種の育成・普及を行い、品質の向上と均質化、大ロット化を図る必要。
- ③ 制度的な支援措置と生産者の取組により生産が増大するなかで、新たな食料・農業・農村基本計画の検討状況も視野に入れつつ、担い手や良質な大豆生産に対する支援措置の集中化を図るなど、制度運営のあり方について検討していく必要。

図-36 麦類（4麦）の生産動向



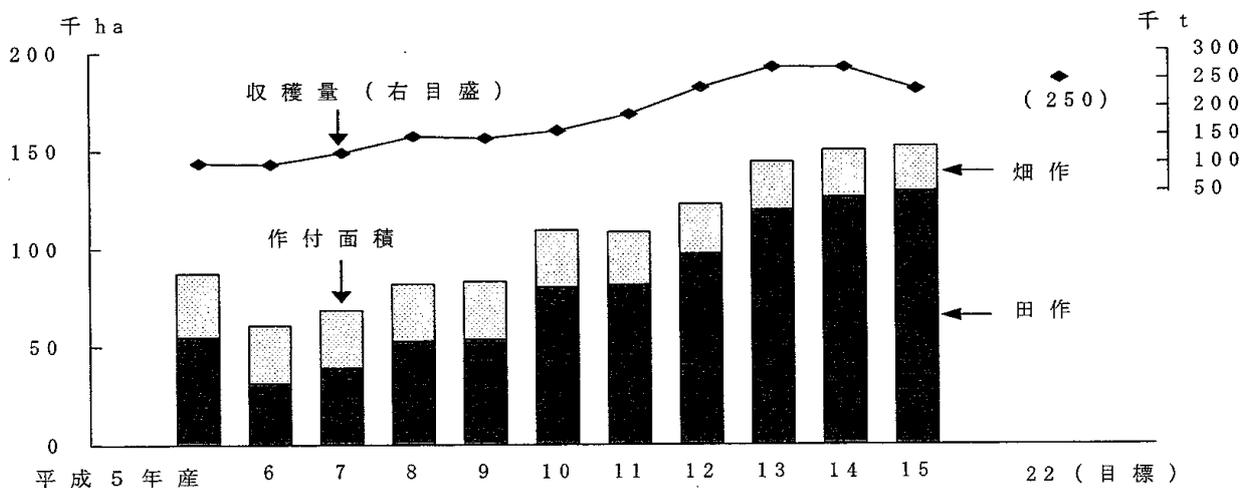
資料：農林水産省「作物統計」（15年産は速報値）、農林水産省調べ。
 注：1）4麦とは、小麦、六条大麦、二条大麦、裸麦である。
 2）目標は、食料・農業・農村基本計画において示された生産努力目標。

図-37 コストプール方式概略図



資料：農林水産省作成。
 注：金額と収穫量は、従来は11年度、現行は14年度のものである。

図-38 大豆の生産動向



資料：農林水産省「作物統計」（15年産は速報値）
 注：目標は、食料・農業・農村基本計画において示された生産努力目標。

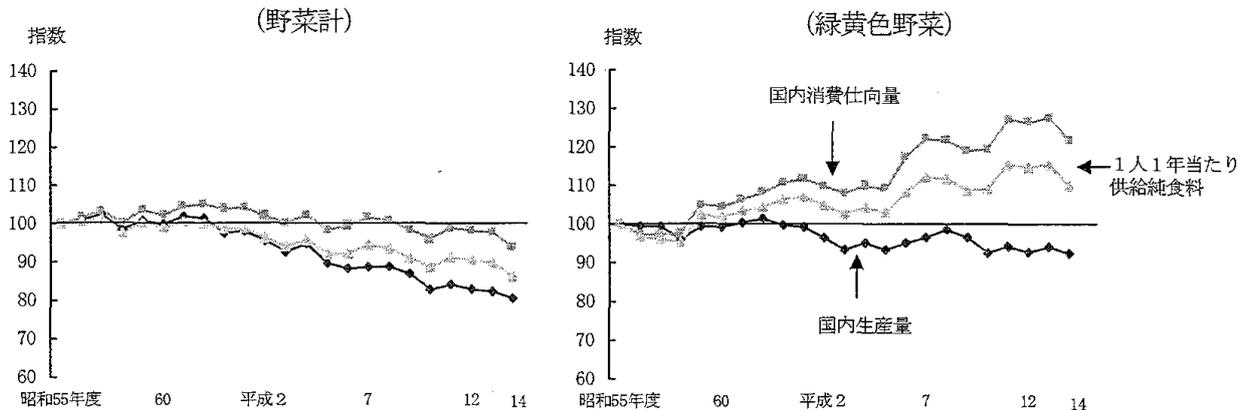
(4) 野菜、果実

- ① 野菜の生産量は減少傾向にあり、生産努力目標を下回って推移する一方、輸入量は業務用需要を中心に増加傾向。消費量は、近年、重量野菜の減少により全体として減少傾向。消費者や実需者から選好される品質・価格の国産野菜を供給できるよう、生産・流通両面の構造改革の推進が必要。
- ② 果実の生産量は生産努力目標を下回って推移。消費量は、近年、ほぼ横ばいで推移しているものの、簡便性を好む若年世代を中心に果実離れの傾向。生鮮果実は多様化が進んでおり、国産果実の主力であるうんしゅうみかんの消費量が減少傾向。健康機能性等についての知識の浸透を図り、消費拡大を目指す「毎日くだもの200g運動」の推進や、消費者・実需者から選好される品質・価格での安定的な供給体制の確立が重要。

(5) 畜産

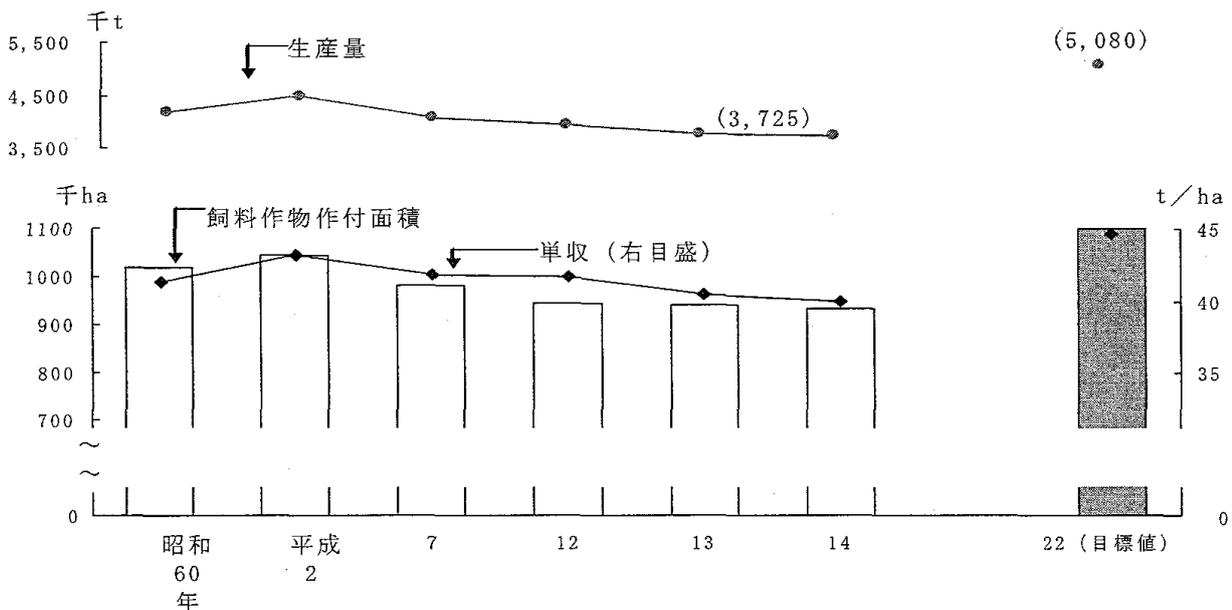
- ① 15年から16年にかけて、米国における初のBSE、タイ、中国、米国等における高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生。これに伴い、我が国の牛肉輸入量の5割、鶏肉輸入量の7割を占める国からの輸入を停止。このため、他の牛肉輸入先国（オーストラリア等）への調査団派遣等を実施。一方、我が国においても高病原性鳥インフルエンザが発生。関係機関が協力してまん延防止の対策を実施。
- ② 家畜排せつ物の不適切な管理を解消するため、11年11月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」を施行。16年10月末の法の適用猶予期限までに、たい肥化施設の整備等を関係機関が一体となって推進。さらに、家畜排せつ物をバイオマス資源と位置付け、地域の実情に応じた利用技術の実証・普及が重要。
- ③ 飼料作物の生産量は、農家戸数の減少や飼養規模拡大に伴う労働力不足等から、基本計画の目標の7割の水準。今後、水田等の既耕地の利用、飼養管理労働の効率化、飼料生産の組織化・外部化、土地条件に応じた放牧等の推進が必要。

図-39 野菜の需給動向（昭和55年度＝100）



資料：農林水産省「食料需給表」

図-40 飼料作物作付面積等の推移



資料：農林水産省調べ。

注：1) 平成14年は見込み。

2) 生産量は、TDN（可消化養分総量）ベースである。

3) 目標のうち、22年の値は食料・農業・農村基本計画（12年3月閣議決定）において示された生産努力目標である。

<事例：自然の再生力を活かし省力化・低コスト化を図っている山地酪農経営>

北海道旭川市あさひかわしで山地酪農を営むH氏は、自然の再生力を活かした独自の方法により山林から牧草地を造成、維持。また、設備は廃棄資材等を利用し投資を抑制するなど、省力化・低コスト化経営を展開。

第Ⅲ章 活力ある美しい農村と循環型社会の実現

第1節 農業の自然循環機能の維持増進

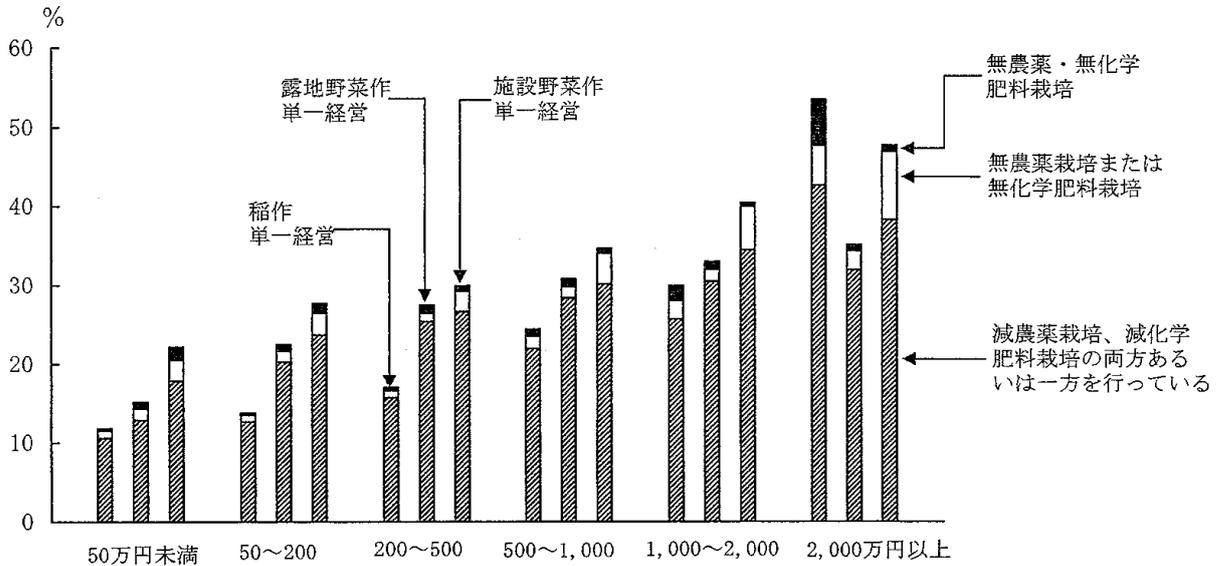
(1) 農業と環境とのかかわり

- ① 農林水産業は自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによりその恵みを享受する生産活動。また、農山漁村は多様な生態系が確保されている地域を形成。しかし、近年の農業生産においては、環境に対する負荷の増大が懸念される状況。
- ② 今後、持続可能な農業の展開に当たっては、環境への負荷を最小化する必要。このためには生産者の努力と消費者の理解・支援が不可欠。

(2) 農業の自然循環機能を活用した生産方式の普及・定着

- ① 農業が及ぼす環境への負荷を低減するため、土づくりや肥料・農薬の使用の低減等環境保全を重視した農業生産への移行が必要。環境保全を重視した農業に対する高い意欲がうかがえるものの、エコファーマーの数は販売農家数の2%に満たない状況。
- ② 環境保全を重視した農業への取組は、販売金額が大きい経営ほど進展。また、稲作経営に比べ野菜作経営で取組割合が高い傾向。
- ③ 環境保全を重視した農業における経営費は、慣行栽培よりも高く、労働時間も大幅に上回る状況。今後、環境保全を重視した農業の定着を図るためには、関係者が一体となった普及・啓発活動や環境保全を重視する農業のための指針の策定、地域において面的なまとまりをもった取組が重要。
- ④ 有機農産物は比較的高い価格で取引されているが、生産の広がりは見られない状況。有機農産物の供給体制の確立には、化学農薬や化学肥料に代わる防除方法等の普及、有機JAS制度のもとでの生産行程管理者に対する監視の強化、講習会の開催、登録認定機関の情報公開等が必要。

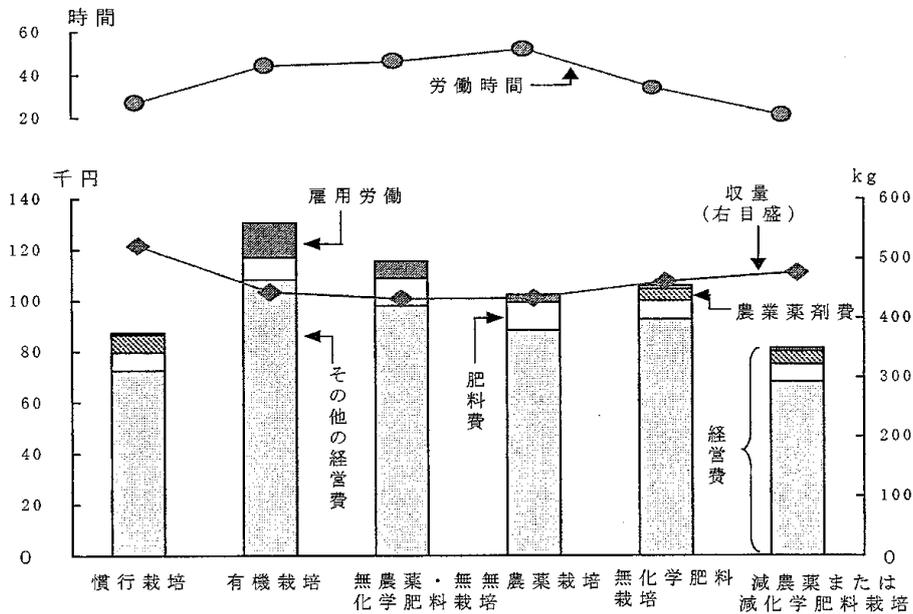
図-41 環境保全を重視した農業に取り組んでいる農家の割合
(平成12年、販売金額規模別)



資料：農林水産省「農林業センサス」(組替集計)

注：「稲作単一経営」、「露地野菜作単一経営」、「施設野菜作単一経営」における対象作物は各々、露地野菜、施設野菜である。

図-42 環境保全を重視した農業に取り組んでいる農家の経営概況
(平成14年、水稻10アール当たり)



資料：農林水産省「環境保全型農業(稲作)推進農家の経営分析」、「農業経営統計調査(農業経営部門別統計)」

注：1) 14年産の米の生産及び販売を対象としたものである。

- 調査対象は次のとおりである。①有機栽培：JAS法に基づき、有機JAS生産行程管理者として認定を受けた者であって、有機JAS格付け主位部門が水稻の農家。②無農薬・無化学肥料栽培：環境保全型農業を行った作物のうち稲の販売金額が最も多い農家のうち、各栽培形態別作付面積のうち、農薬及び化学肥料を使用しない栽培形態の作付面積が最も大きな販売農家。③無農薬栽培：各栽培形態別作付面積のうち、無農薬栽培の作付面積が最も大きな農家。④無化学肥料栽培：各栽培形態別作付面積のうち、無化学肥料栽培の作付面積が最も大きな農家。⑤減農薬または減化学肥料栽培：各栽培形態別作付面積のうち、減農薬または減化学肥料栽培の作付面積が最も大きな農家。
- 慣行栽培については、便宜上、農業経営統計調査(農業経営部門別統計)の稲作部門収支の平均値を用いた。

(3) バイオマスの利活用

- ① バイオマスは、再生可能な生物由来の有機性資源であり、化石資源の代替利用により、二酸化炭素発生を抑制し地球温暖化防止に貢献。また、廃棄物系バイオマスの利活用により、循環型社会の形成に寄与。
- ② 現在、「バイオマス・ニッポン総合戦略」（14年12月）に基づく様々な取組が進展。生ごみ等の廃棄物系バイオマスについては、地域住民の関心の高まりや収集コストが比較的低いこと等から、その利活用が進展しているが、全体としては点的な取組の段階。
- ③ バイオマスの利活用は新たな産業や雇用の創出、循環型の地域づくりに貢献。今後、さらなる取組の推進を図るため、バイオマスからエネルギー等への変換の効率化、バイオマス由来の製品開発等に資する技術研究、バイオマスの収集・輸送の効率化等により、利活用にかかるコストの低減を推進していくことが重要。

(4) 農業の有する多面的機能

- ① 農業は、食料の安定供給という基本的な役割に加え、適切な農業生産活動を通じて自然環境の保全、水源のかん養、良好な環境の形成、文化の伝承等さまざまな機能を有する。
- ② こうした農業の有する多面的機能は、農業生産活動が持続的に行われることにより発揮され、市場において金銭的に評価されるものではない外部経済効果としての性格や、農村に住む者に限らず広く国民が対価を直接支払わずに享受することができる公共財的な性格を有する。
- ③ 農業の有する多面的機能については、13年に日本学術会議が学術的見地から整理。また、そのうちの一部の機能については、同会議等の議論を踏まえた一定の仮定のもとで貨幣評価の試算を実施。
- ④ 多面的機能の理解は、身近な体験がかかわるとみられることから、国民的な理解を深めるためにも農業体験活動や都市農村交流等の取組が重要。

表－8 12年度の主な廃棄物系、未利用系バイオマスの利活用の現状

| 対象バイオマス | 年間発生量 | 利活用の現状 |
|---------|-----------|------------------------|
| 家畜排せつ物 | 約9,100万トン | 8割がたい肥・液肥等利用 |
| 食品廃棄物 | 約2,200万トン | 9割が焼却・埋却処理 1割が肥飼料利用 |
| 稲わら | 約955万トン | 2割がたい肥、飼料、家畜敷料へ利用 |

資料：農林水産省作成。

<事例地域の資源や技術を活かした手づくりのバイオマス施設>

埼玉県小川町^{おがわまち}では、町民、NPO法人、町が連携し、手づくりのバイオマス施設において、生ごみから燃料用ガスと液肥を製造。

生ごみを資源として活用した場合、焼却処理に比べ経費の節減となると試算され、その差額相当分を取組に協力している家庭に地場野菜と交換できるクーポン券として還元。今後、町内で調達可能なバイオマス、建設資材等の地域資源や技術を活用した小規模分散型バイオマス施設の設置を検討。

表－9 農業の多面的機能の貨幣評価

| 項目(機能) | 評価手法 | 評価額 |
|--------------|----------|-------------|
| 洪水防止機能 | 代替法 | 3兆4,988億円/年 |
| 河川流況安定機能 | 代替法 | 1兆4,633億円/年 |
| 地下水涵養機能 | 直接法 | 537億円/年 |
| 土壌侵食(流出)防止機能 | 代替法 | 3,318億円/年 |
| 土砂崩壊防止機能 | 直接法 | 4,782億円/年 |
| 有機性廃棄物処理機能 | 代替法 | 123億円/年 |
| 気候緩和機能 | 直接法 | 87億円/年 |
| 保健休養・やすらぎ機能 | トータルコスト法 | 2兆3,758億円/年 |

資料：(株)三菱総合研究所「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価に関する調査研究報告書」(13年11月)

- 注：1) 農業の多面的機能のうち物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について、日本学術会議の特別委員会の討議内容を踏まえ、(株)三菱総合研究所が貨幣評価を行ったものである。
- 2) 機能によって評価手法が異なっていること、また、評価されている機能が多面的機能全体のうち一部の機能にすぎないこと等から、合計額は記載していない。
- 3) 洪水防止機能、河川流況安定機能、土壌侵食(流出)防止機能等の代替法による評価額についてはダム等を代替財として評価したものであるが、農業の有する機能とダム等の機能とは性格が異なる面があり、同等の効果を有するものでないことに留意する必要がある。
- 4) 保険休養・やすらぎ機能については、機能のごく一部を対象とした試算である。
- 5) いずれの評価手法も一定の仮定の範囲においての数字であり試算の範疇を出るものではなく、その適用に当たっては細心の注意が必要である。

参考資料：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」(13年11月)

第2節 活力ある農村の実現に向けた振興方策

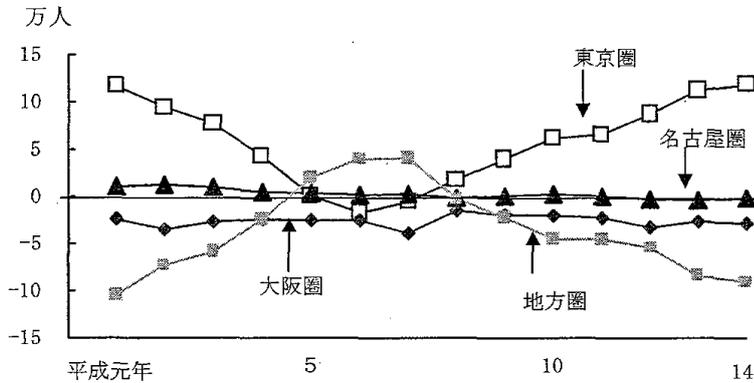
(1) 農村の現状

- ① 我が国の大都市圏と地方圏における人口移動をみると、バブル経済崩壊後の5年から7年にかけて地方圏への人口移動が一時的にみられたものの、その後再び地方圏から東京圏への移動が増加。
- ② 農家人口に占める65歳以上の高齢者は、全国平均を10ポイント上回る28.6%。24歳以下の若年層の割合は24.5%まで低下。
- ③ 農村の生活環境整備は着実に進んでいるものの、都市部に比べて整備水準は依然として低い状況。農村の定住人口の確保のためには、社会基盤の整備を図ることが重要。

(2) 中山間地域の現状

- ① 中山間地域は、我が国の農業生産の約4割を担うとともに、一般に河川等の上流域に位置するため、農業の有する多面的機能の発揮を通じ、下流域の住民の生活基盤を守る防波堤としての役割を發揮。
- ② 鳥獣による農作物被害金額は年間200億円以上。鳥獣による被害は営農意欲を著しく損ない、耕作放棄の発生等につながりかねない深刻な問題。低コストで効果的な被害の防止対策が必要。
- ③ 中山間地域における農業生産活動の維持を通じた農業の多面的機能の確保等を目的に、12年度から「中山間地域等直接支払制度」が開始。15年度末までに、対象農地を有する市町村の9割を超える1,960市町村、66万2千haの農用地について集落協定等が締結の見込み。地目別の対象農地面積に対する協定締結面積の割合は、田で80.7%、草地で93.5%、畑で63.5%。

図-43 三大都市圏と地方圏の人口移動の推移



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」

注：1) 各圏域における各年の人口の流出入の超過数を示している。

2) ここで三大都市圏とは東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）をいい、地方圏とはこれらを除く道県である。

図-44 中山間地域の概要

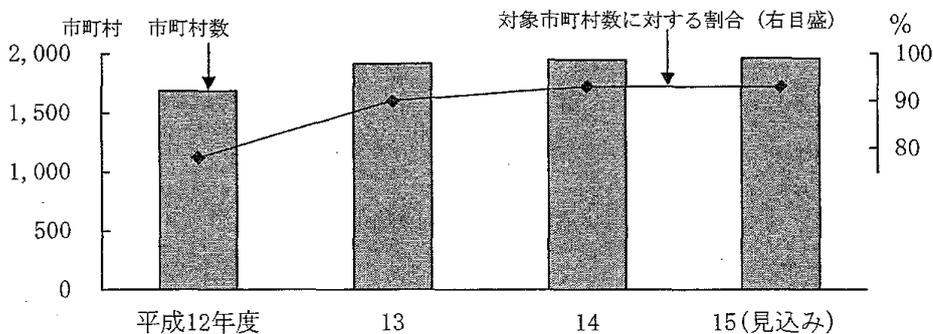
| | 地域の概要 | | | | 農業の概要 | | | |
|---------|--------------|-----------|-------------|------------------|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| | 総面積 (万ha) | 総市町村 数 | 総人口 (万人) | 高齢者 比率 (%) | 農業産 出額 (億円) | 農業就 業人口 (万人) | 耕地面 積 (万ha) | 耕作放 棄地率 (%) |
| 全国 ① | 3,717 | 3,224 | 12,693 | 17.3 | 90,364 | 389 | 479 | 5.1 |
| 中山間地域② | 2,551 | 1,776 | 1,743 | 25.1 | 33,820 | 154 | 201 | 7.1 |
| ②/① (%) | 69 | 55 | 14 | - | 37 | 40 | 42 | - |

資料：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、総務省「国勢調査」、農林水産省「生産農業所得統計」、「農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」

注：1) 中山間地域は、農林統計に用いる農業地域類型の基準指標による「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域である。

2) 農業産出額は14年、総市町村数、耕地面積は13年、その他は12年の数値である。

図-45 中山間地域等直接支払交付金の交付市町村数の推移



資料：農林水産省「平成15年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）」（16年2月）

注：1) 15年度は16年1月時点の概数値。

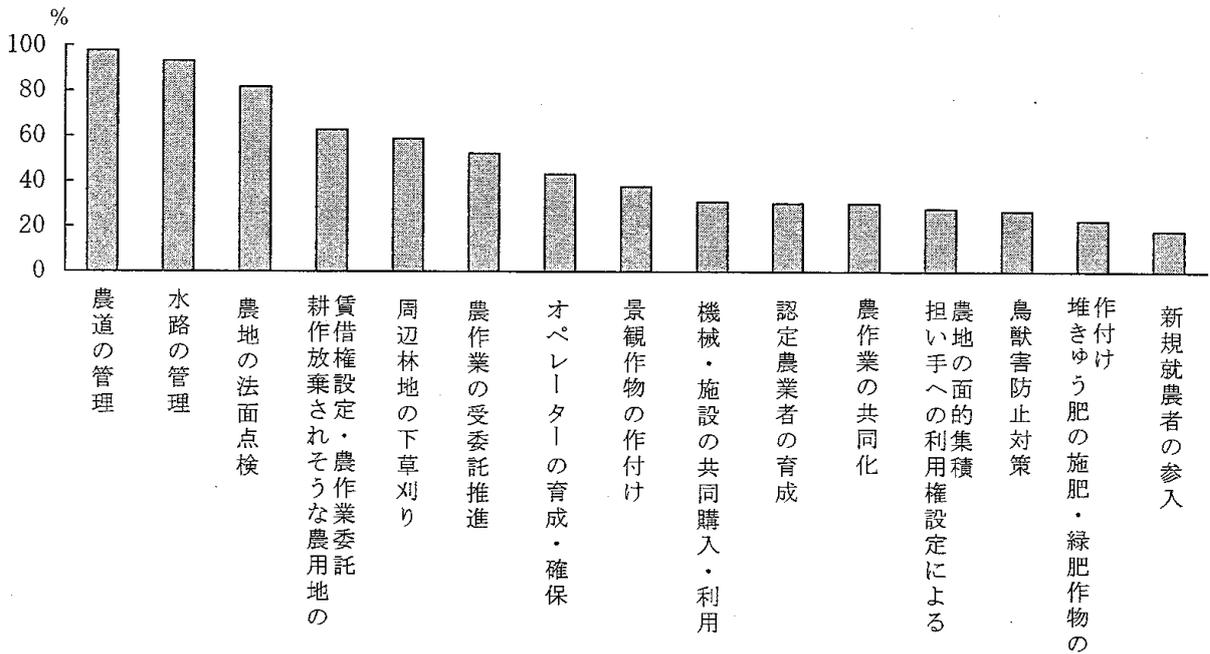
2) 中山間地域等直接支払制度の対象農地を有する市町村数は2,101市町村(16年1月時点)。

- ④ 集落協定に基づく主な活動は、水路・農道等の維持管理、農地の法面点検、耕作放棄地の発生を防止するための賃借権設定・農作業委託、多面的機能を増進する周辺林地の下草刈り等。
- ⑤ 中山間地域等直接支払制度の効果については、集落協定の代表者の9割が農業生産活動の継続に効果があると認識。一方で畑地帯などの地帯特性や営農類型を踏まえた制度の普及や、集落のリーダーの確保等が課題。

(3) 農村の有する資源の現状

- ① 農村地域においては、農業生産活動を通じて維持されてきた農地や農業用水、多様な生態系を形成する動植物、農村景観、伝統文化等様々な資源が存在。これらの資源は、農業生産活動を中心に互いに密接に関連しており、主に農業者や農業集落が中心となって維持、活用。
- ② 農村の有する資源のなかでも、特に農地、農業用水等の農業資源は、食料の安定供給の確保のみならず農業の多面的機能の発揮に不可欠な基礎的資源。
- ③ 農村地域においては、過疎化、高齢化や都市化、混住化が進行するなかで、耕作放棄地の増大や、農業水利施設の維持管理が十分に行えなくなるなど農業資源の適正な維持、活用が困難。
農家数の減少や農業構造改革の進展、地域住民の出役の減少等により、これら資源の保全にかかる負担が農業の担い手に過度に集中していくことも懸念される状況。地域全体で農村の資源を保全していくことが、我が国の農業生産と農村を維持していくうえで重要。

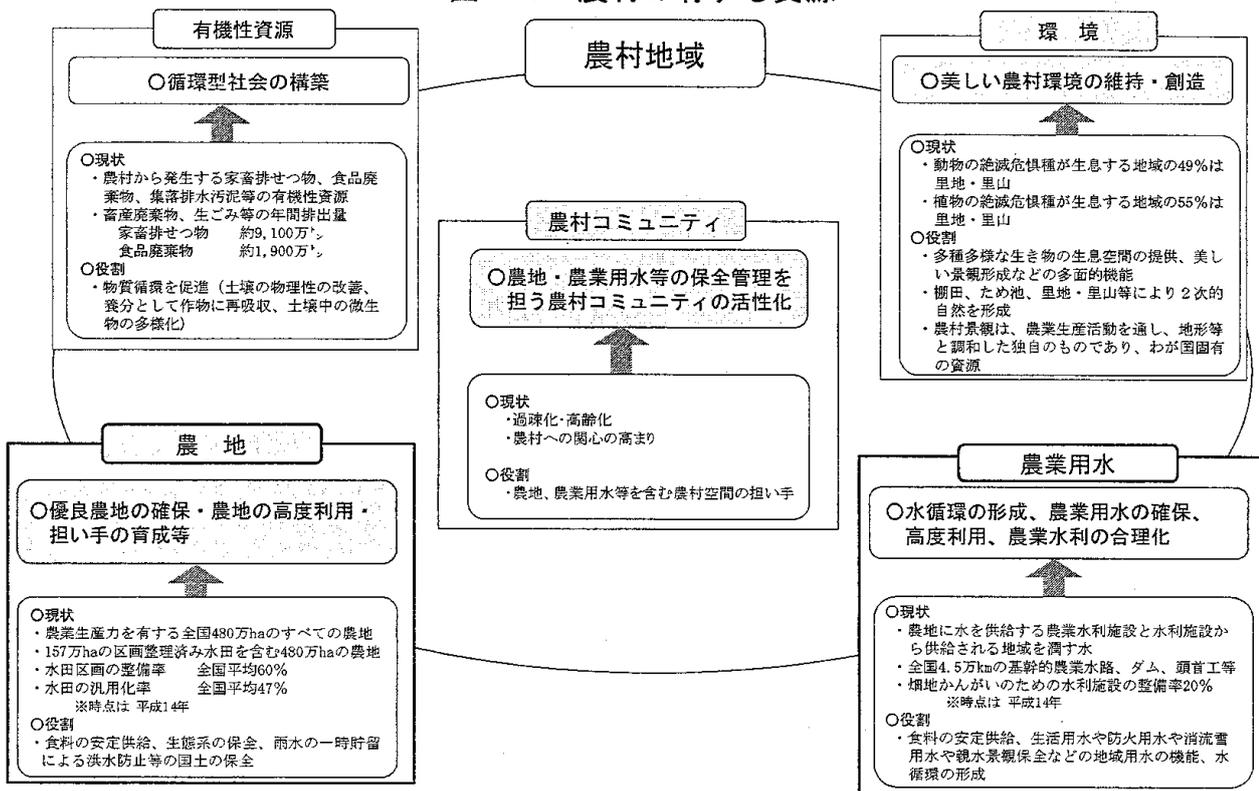
図-46 中山間地域等直接支払制度に基づく集落協定の活動内容



資料：農林水産省「平成14年度中山間地域等直接支払制度の実施状況」（15年6月）

注：締結済み集落協定32,747を対象とした調査である。

図-47 農村の有する資源



資料：農林水産省作成。

(4) 活力ある農村の実現に向けて

ア 地域再生に向けた農村の資源の積極的な活用

農村地域の再生と活性化を図るためには、農村の優れた資源を地域の産業と活力の再生に結びつけていくことが重要。これら資源を次世代に良好な状態で継承するためには、担い手農家のみならず地域住民や自治体等が必要な役割を果たしていくことが重要。

イ 農村の地域再生に向けた取組の推進

- ① 農業、農村の再生を図るうえで、情報技術を活用した農産物流通の効率化、生活環境の向上等が重要。また、都市と農山漁村の共生・対流の推進において効果的な情報の受発信を行うため、企業、NPO等が参画した「オーライ！ニッポン会議」（都市と農山漁村の共生・対流推進会議）等を積極的に活用した取組に期待。

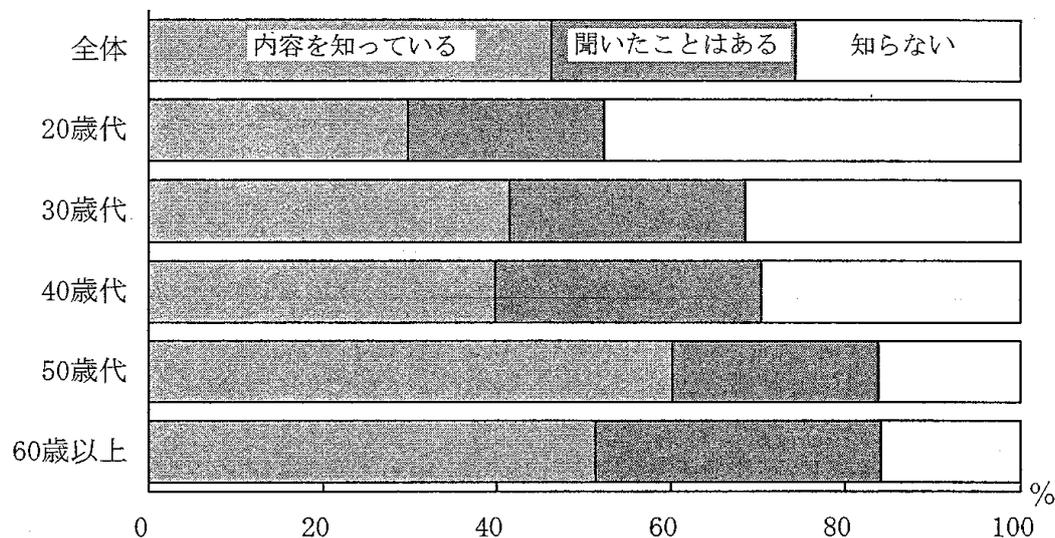
農産物直売所の設置は、経済的な効果のほかに女性や高齢者の社会参加、消費者との交流で高い評価。

- ② 観光立国の実現や都市と農山漁村の共生・対流の取組の一環としてグリーン・ツーリズムの推進が重要。訪問者の増加、定着のためには、受入環境の整備、体験指導の人材の育成等が必要。また、農業体験学習の取組は、心の豊かさをはぐくみ大きな教育効果をもたらすものとして全国的に拡大。農業体験学習を受け入れる農村には経済効果に加え、様々な資源や人材の発掘等の地域活性化の効果。

ウ 地域再生を支える多様な人々の主体的な連携の推進

農村の地域活性化に当たっては、農業者や地域住民のみならず都市住民やNPO等多様な主体の参画・連携が重要。様々な農村資源を活性化等に結び付けるには、異業種や異分野との連携が有効。

図-48 グリーンツーリズムの認知度



資料：農林水産省「農業・農村体験（グリーン・ツーリズム）に関する意識について」（15年8月）
 注：食料品消費モニター（全国主要都市に在住する一般消費者（1,021名）に対するアンケート調査である（回収率99.0%）。

<事例：中高校生の農業体験修学旅行の受入>

ながわまち

青森県名川町のながわホームステイ連絡会は、平成5年から首都圏や近畿圏の中高校生の農業体験修学旅行を2泊3日で受入。近隣4町と連携して15年には8校、約1,200人を受入、16年には10校、約2千人を受け入れる予定。修学旅行受入を契機に高校の地元において農産物の販売等を実施するなど、都市との交流が活発化。

むすび

安全な「食」の供給に対する国民の要請にこたえるため、平成15年5月に食品安全基本法が成立した。同法の施行に伴い、7月に食品のリスク評価を行う食品安全委員会が発足し、リスク管理機関である農林水産省や厚生労働省においても組織体制が整備された。これらの行政組織においては、食の安全・安心を確保するためのリスクコミュニケーションにも積極的に取り組んできた。

このようななかで、15年10月に確認された国内8例目のBSE感染牛は、従来の事例とは異なる非定型的なBSEであると判断され、11月にはこれまで発見された中で最若齢となる21か月齢の感染牛が確認された。これらはそれぞれ国際的にもまれな事例であったが、国内におけるBSE全頭検査体制の構築やリスクコミュニケーションの推進等を背景に特段の混乱はみられなかった。

その後、12月に米国で初めてBSE感染牛が確認され、直ちに米国産牛肉等の輸入が停止された。その結果、食材の大部分を米国産牛肉に依存していた事業者においてはメニューの変更等を余儀なくされ、多くの国民に親しまれてきた牛丼の販売が中止されるなど国民生活にも影響を及ぼした。一方、我が国と同等の安全・安心確保策の導入を米国からの輸入再開の条件としたことについては、多くの国民が理解を示した。

また、16年に入り、高病原性鳥インフルエンザが国内で79年ぶりに発生するとともに、アジアを中心に感染地域が広がった結果、我が国にとって鶏肉の主要な輸入先国であるタイや中国を含む多数の国・地域からの鶏肉等の輸入が停止される事態となった。

世界最大の食料純輸入国である我が国は、多くの農産物を特定の国から大量に輸入している。今からおよそ30年前、大豆の国際需給が極度にひっ迫し、米国は昭和48年に大豆の輸出規制を実施したが、今般の牛肉等の輸入停止は、我が国の食料供給構造が食の安全と安心の観点も含めて不安定要素をかかえていることを改めて認識する契機となった。

我が国の食料供給構造がこうしたぜい弱な一面を有していることは、今後のWTO農業交渉や各国とのFTA等の交渉を進めるうえでも十分に配慮していく必要がある。

安全な食料を安定的に確保することは、社会の安定及び国民の安心と健康の維持を図るうえで不可欠である。食料・農業・農村基本法においても、国内農業生産の増大を図りつつ、輸入と備蓄を適切に組み合わせ食料の安定供給を確保していくことを基本理念として掲げている。

しかしながら、我が国の農業生産は縮小傾向にあり、カロリーベースの食料自給率は40%と主要先進国の中で最低の水準にとどまっている。食料自給率は、国内の農業生産だけでなく国民の食生活のあり方によって左右されるものであり、健全な食生活の実現と心身の健康の増進を図るためにも、食生活指針の実践や食育の推進に取り組んでいく必要がある。また、地産地消やスローフードといった地域に根ざした取組が広がるなかで、国民一

人ひとりが、自らの「食」とそれを支える「農」を見つめ直していくことが期待される。

さらに、農場から食卓までの全行程において、食品の安全性確保のための措置を的確に講ずるとともに、食料の生産・供給に携わるすべての者においては、高い道徳心をもって消費者の信頼を獲得していくことが強く期待される。

国内農業生産の増大を図り、将来にわたる安定的な食料供給を確保していくためには、効率的かつ安定的な経営体が国内生産の大宗を担う農業構造を早期に確立する必要がある。このため、米政策改革大綱を踏まえた具体的な取組をはじめ、農業の構造改革をスピード感をもって進めていくことが重要である。

一方、農村の人口減少や高齢化が進むなかで、少数の農業者のみで農地や水、さらには日本の原風景とも言うべき農村景観や伝統文化を維持していくことは困難である。これらの農村の有する資源や農業の有する多面的機能を次世代に継承していくためには、地域住民やNPO等の協力を得つつ、地域全体で維持・保全に取り組んでいく体制を構築していくことが求められる。

また、安全で安心な農産物供給に対する消費者ニーズにこたえるとともに、農業の環境に与える負の効果を最小限に抑え正の効果を最大限に発揮していくためには、環境に配慮した生産の普及・定着を図っていく必要がある。

このような現状認識を踏まえ、食料・農業・農村基本計画の見直しにおいては、当面、担い手の経営に着目した品目横断的な政策への移行、望ましい農業構造・土地利用を実現するための担い手・農地制度の改革、農業環境・資源保全のための政策の確立の3つの課題について重点的な検討が行われている。

なお、これらの検討に当たっては、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と従来の施策についての十分な検証を踏まえ、国民的な議論を進めていくことが重要である。

本報告が、食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた国民的な議論を喚起する一つの素材となるとともに、生命をはぐくみ、自然環境を保全し、文化を形づくる食料・農業・農村の役割や位置付けに関する国民各層の理解の促進の一助になることを願うものである。

